

## 燃油高騰対策を拡充しました！

～ 7月から漁業用燃油緊急特別対策が始まります ～

「漁業経営セーフティーネット構築事業」(SN事業)に  
加入し、今後の燃油高騰に備えましょう。

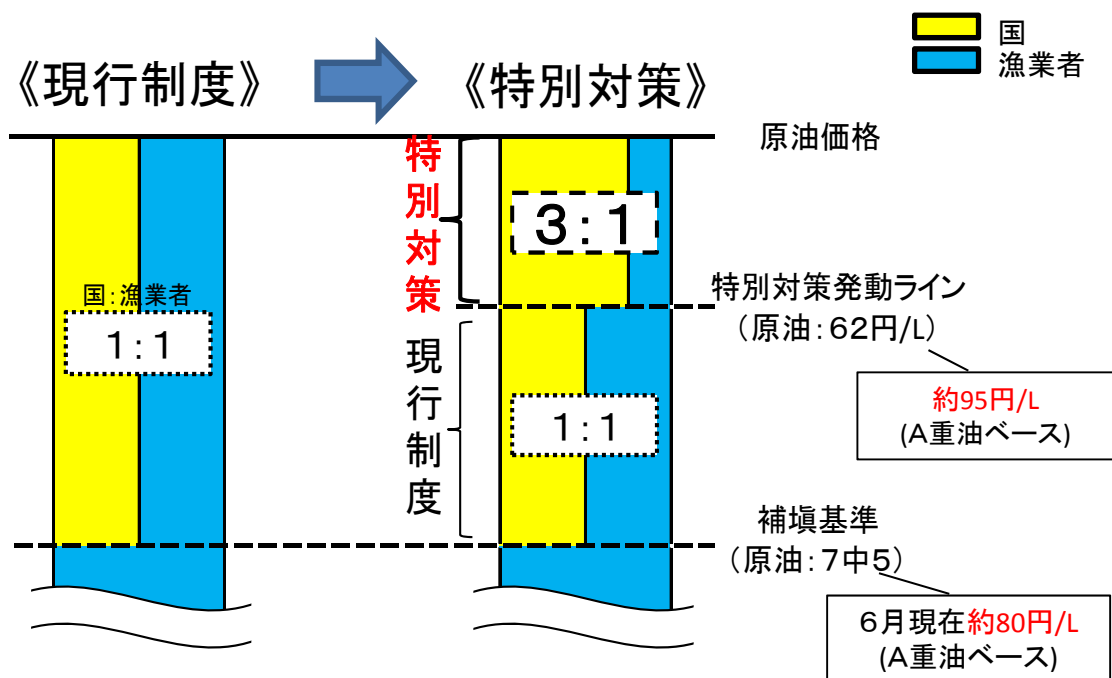
既に参加されている方は、継続加入を！

### 【現行のSN事業の概要】

あらかじめ国と漁業者が積立(負担割合は1:1)を  
行い、原油価格が補填基準を超えた場合、差額の**1/2**  
を国が負担し、補填金を支払います。

### 【特別対策の概要】

さらに原油価格が高騰し、特別対策発動ラインも超  
えた場合は、上昇分の**3/4**に国の負担を高め、補填  
金を支払います。



\* 特別対策発動ラインを超えなくても、通常のSN事業が適用されます。

## 特別対策の詳細

○ SN事業の特別対策は、26年度末までの措置です。

※ 現行のSN事業の部分は、その後も継続します。

○ 特別対策を受けるには、25年12月末までにSN事業への加入が必要です（既加入者は再加入の手続きが必要ありません）。

※ 実際に特別対策による割増し補填を受けるには、省エネに取り組むなどの要件があります。

○ このため、新規加入を希望する方については、①25年12月まで特例的に加入受付を行い、②25年度の積立金について借入金の無利子化も措置します。

※ 既加入者の方も、特例で期中積増しを行うことが可能であり、その借入金の無利子化も措置します。

### SN事業への加入申込と補填対象期間(イメージ図)

	平成25年							平成26年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
25年度第2四半期 (7~9月)分から 補填対象期間		加入申込		積立金 払込み						
	補填対象									
25年度第3四半期 (10~12月)分から 補填対象期間				加入申込		積立金払込み				
	補填対象									
25年度第4四半期 (26年1~3月)分から 補填対象期間 となる場合						加入申込		積立金払込み		
								補填対象		

※ 26年1月以降は、本制度の原則どおり26年度の加入申込受付を開始することとなる。

詳しくは、お近くの漁協もしくは水産庁企画課  
(TEL 03-6744-2341)までお問い合わせください。